

山梨県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

障害福祉サービス施設・事業所等が感染防止対策を継続的に行うことを支援するため、知事は、障害福祉サービス施設・事業所等を運営する法人等に対し、予算の範囲内において、支援金を交付し、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。（以下「規則」という。））に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要綱において、「障害福祉支援金事業」とは、新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年10月29日付け厚生労働省障発1029第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）3（4）の障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業をいう。
- 2 この要綱において、「支援金」とは、障害福祉支援金事業において交付する補助金のことをいう。
- 3 この要綱において、「対象施設・事業所」とは、別表に掲げる障害福祉サービス施設・事業所等で県内に所在するものをいう。
- 4 この要綱において、「法人等」とは、対象施設・事業所を運営する法人等をいう。

第3 実施主体

障害福祉支援金事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

第4 対象経費

- 1 対象期間
令和3年10月1日から12月31日までの期間とする。
- 2 対象経費
基本対象経費及び特別対象経費とする。
 - (1) 基本対象経費
対象施設・事業所において対象期間内に次の物品の購入に要した経費
ア 衛生用品（マスク、手袋及び消毒液に限る。）
イ 感染防止対策に要する備品（パーテーション及びパルスオキシメーターに限る。）
 - (2) 特別対象経費
対象施設・事業所において対象期間内に感染防止対策に要した経費（基本対象経費を除く。）

第5 交付額等

- 1 基準単価
施設・事業所ごとに交付する支援金の額の基準として、国が定める単価（以下「国基準単価」という。）及び県が定める単価（以下「県基準単価」という。）は、別表のとおりとする。
- 2 所要額
 - (1) 基本対象経費所要額
施設・事業所ごとの所要額のうち、基本対象経費に該当する額とする。
 - (2) 特別対象経費所要額
施設・事業所ごとの所要額のうち、特別対象経費に該当する額とする。
- 3 申請額
 - (1) 基本申請額

支援金の交付を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、基本申請額として、基本対象経費所要額又は国基準単価の額のいずれか少ない額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）を申請するものとする。

(2) 特別申請額

申請者は、特別申請額として、基本対象経費所要額と特別対象経費所要額の合計額から基本申請額を控除した額又は県基準単価の額のいずれか小さい額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）を申請するものとする。ただし、基本申請額が零となる施設・事業所については、特別申請額は零とする。

4 交付額

(1) 基本交付額

施設・事業所ごとの基本交付額は、基本申請額と同額とする。

(2) 特別交付額

施設・事業所ごとの特別交付額は、特別申請額と同額とする。

5 交付決定額

申請者に対する交付決定額は、当該申請に係る施設・事業所の全てに係る基本交付額及び特別交付額の合計額とする。

第6 交付申請

1 申請

(1) 申請者は、当該申請者が運営する対象施設・事業所をとりまとめて、支援金の交付を知事に申請するものとする。

(2) 申請者は、当該申請をする時より前に、当該申請に係る対象経費の支払を完了しなければならない。

2 提出書類

(1) 総括表（様式1）

(2) 事業所・施設別申請額一覧（様式2）

(3) 事業所・施設別個票（様式3）

(4) 領収証一覧（様式4）

(5) 領収証貼付台紙（様式5）

(6) 当該申請に係る対象経費の領収証の写し等

(7) その他別に定める書類

3 申請期間

別に定める期間

第7 交付の決定

1 知事は、第6の1の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、支援金の交付の決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定をしないことができる。

第8 交付の条件

規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

1 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

2 事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出すること。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

第9 交付申請の取下げ

申請者は、支援金の交付の申請の取下げをしようとする場合は、交付の決定の通知を受領した日から20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第10 実績報告

支援金の交付の申請があったときは、その申請の時に、当該申請に係る申請者について、当該申請に係る事業実績の報告があったものとみなす。

第11 支援金の額の確定

知事は、支援金の交付の決定の際に交付額を確定し、申請者に通知するものとする。

第12 支援金の交付

知事は、第11の規定により確定した額の支援金を交付するものとする。

第13 交付の決定の取消し

1 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の他の用途への使用をしたとき。

(2) 事業に関し支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(4) 規則第5条の2各号のいずれかに該当するとき。

2 1の規定は、支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付対象者に通知するものとする。

第14 支援金の返還

1 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、支援金の返還を命じたときは、交付対象者に通知するものとする。

第15 加算金及び延滞金

1 交付対象者は、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 支援金が2回以上に分けて交付されている場合における1の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 交付対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、1及び3の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

- 5 交付対象者は、4の申請をしようとする場合には、当該支援金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、加算金又は延滞金の免除をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

第16 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）を速やかに、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。なお、交付対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 2 知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

第17 申請者の責務

申請者は、支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な方法により取得し、適正な管理のための必要な措置を講じ、取得した目的の範囲で利用する等、適正な取り扱いをしなければならない。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別表（第2、第5関係）

施設・事業所の種別及び事業所規模			国基準 単価 (円) ①	県基準 単価 (円) ②	計基準 単価 (円) ①+②	
通所系	1	療養介護	定員 40 人以下	20,000	200,000	220,000
	2		定員 41 人～60 人	30,000	300,000	330,000
	3		定員 61 人以上	40,000	400,000	440,000
	4	生活介護		14,000	140,000	154,000
	5	自立訓練（機能訓練）		7,000	70,000	77,000
	6	自立訓練（生活訓練）		7,000	70,000	77,000
	7	就労移行支援		7,000	70,000	77,000
	8	就労継続支援 A 型		7,000	70,000	77,000
	9	就労継続支援 B 型		7,000	70,000	77,000
	10	就労定着支援		3,000	50,000	53,000
	11	自立生活援助		3,000	50,000	53,000
	12	児童発達支援		7,000	70,000	77,000
	13	医療型児童発達支援		7,000	70,000	77,000
	14	放課後等デイサービス		7,000	70,000	77,000
短期入所	15	短期入所		7,000	70,000	77,000
入所・ 居住系	16	施設入所支援	定員 40 人以下	20,000	200,000	220,000
	17		定員 41 人～60 人	30,000	300,000	330,000
	18		定員 61 人以上	40,000	400,000	440,000
	19	共同生活援助（介護サービス包括型）		7,000	70,000	77,000
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）		7,000	70,000	77,000
	21	共同生活援助（外部サービス利用型）		7,000	70,000	77,000
	22	福祉型障害児入所施設	定員 40 人以下	20,000	200,000	220,000
	23		定員 41 人～60 人	30,000	300,000	330,000
	24		定員 61 人以上	40,000	400,000	440,000
	25	医療型障害児入所施設	定員 40 人以下	20,000	200,000	220,000
	26		定員 41 人～60 人	30,000	300,000	330,000
27	定員 61 人以上		40,000	400,000	440,000	
訪問系	28	居宅介護		3,000	50,000	53,000
	29	重度訪問介護		3,000	50,000	53,000
	30	同行援護		3,000	50,000	53,000
	31	行動援護		3,000	50,000	53,000
	32	居宅訪問型児童発達支援		3,000	50,000	53,000

	33	保育所等訪問支援	3,000	50,000	53,000
相談系	34	計画相談支援	3,000	50,000	53,000
	35	地域移行支援	3,000	50,000	53,000
	36	地域定着支援	3,000	50,000	53,000
	37	障害児相談支援	3,000	50,000	53,000

注1 施設・事業所について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

注2 以下に掲げる施設・事業所であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（医療分）及び山梨県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・療養介護
- ・生活介護（共生型・基準該当）
- ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）
- ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
- ・児童発達支援（共生型・基準該当）
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）
- ・短期入所（共生型・基準該当）
- ・医療型障害児入所施設
- ・居宅介護（共生型・基準該当含む）
- ・重度訪問介護（共生型・基準該当）
- ・同行援護（基準該当含む）
- ・行動援護（基準該当含む）

注3 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

注4 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については助成の申請時点で判断する。

注5 助成額の算定については、施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができるが、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。